

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 36

処 分 名	防火・防災管理等講習修了証明書の交付	
処 分 の 概 要	申請の内容確認した結果、適当と認めたときに修了証明証を交付する。	
根 拠 法 令 名	松山市火災予防条例施行規則(昭和37年規則第49号)	
条 項	第3条第1項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標 準 処 理 期 間	計	1日
判 断 基 準	<p>松山市火災予防条例施行規則第3条第1項に該当するものの申請で、同条第2項の規定に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市火災予防条例施行規則</p> <p>第3条 前条に規定する修了証の交付を受けた者は、当該修了証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は前条第1項各号に掲げる講習を修了したことの証明が必要なときは、修了証明書交付申請書(別記様式第1号の5)により、消防局長に対し、修了証明書の交付を求めることができる。</p> <p>2 消防局長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、防火管理講習修了証明書(別記様式第1号の6)、自衛消防業務講習修了証明書(別記様式第1号の7)又は防災管理講習修了証明書(別記様式第1号の8)を交付するものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請から交付まで

1日

市 民

所 管 課

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。